

令和2年 第9回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 9月30日(水) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第1会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 3番 橋口 昌央 5番 永友 定己
6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸 8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名
2番 坂本 実

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第42号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第46号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、皆さんこんにちは。

(あいさつの声)

ただいまから、令和2年第9回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

はい。改めましてこんにちは。

(あいさつの声)

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の坂本実推進委員からは、欠席届が提出されております。

高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。
議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、3番松崎久範委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日9月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、9月の業務報告についてでございます。

下の段に記載をしておりますが、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査を9月8日から14日までの間で実施いたしました。

暑い中御協力ありがとうございました。

新たに発生した遊休農地につきましては、今後所有者あてに、利用状況調査の文書を送付し、遊休農地の解消に向けて取り組むこととなっております。

10月の業務計画についてでございます、22日に現地調査、29日が総会という予定になっておりますので、よろしく願いいたします。なお、総会の後には、宮崎県農業振興公社を招き、農地売買等事業説明を行うこととしておりますので、よろしく願いします。

それと先ほど佐野が申しましたとおり、23日に農業者年金加入推進特別研修会が行われますので、また出られる方の報告をよろしく願いいたします。

業務報告および業務計画については、以上でございます。

3ページを御覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出書については、1件で御覧のとおりです。

次に追加でお配りしました。3-2ページを御覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知については、本日の議案第45号に関連しておりますので、御確認をお願いいたします。以上です。

[議長]

これにつきまして御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第42号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。説明の前にすみません、一箇所訂正をお願いします。

2番の申出者の〇〇〇〇さんの「〇」の字が、間違えておりました。正しくは、ひらがなの「〇」漢文の「〇」になりますので、訂正方よろしくお願いたします。

では、説明いたします。

1番、令和2年9月3日 売渡しの申出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 112㎡ ほか5筆

2番、令和2年9月14日 貸渡しの申出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,726㎡ ほか1筆

以上この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申出 担当委員 7番 坂本 幸 推進委員

順番委員 3番 橋口 昌央 推進委員

2番 貸渡し 申出 担当委員 2番 坂本 実 推進委員

順番委員 5番 永友 定己 推進委員

よろしくお願いたします。

日程番号5、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9ページをお開きください。

議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3, 586㎡

譲受人 〇〇〇〇

譲渡人 〇〇〇〇

この件につきまして、松崎委員お願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番説明します。〇〇〇〇様より〇〇〇〇さんの無償贈与となります。〇〇〇〇さんは、甘藷と大麦若葉を栽培されており、申請地は今現在、稲が植えてありましたが、今後ブロッコリーを作付けされるそうです。この申請地は、〇〇の〇〇があった入口の交差点を、南に50mほど行った左側にあります。さっき説明したとおり、現状は稲が植えられてありました。以上です。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたらお願いします。
推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。別にありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。11ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい。2番。

[2番]

2番。譲受人と譲渡人の関係はどういう関係ですか。

[議長]

3番。

[3番]

説明します。〇〇〇〇さんがおじさんということで。

[議長]

よろしいでしょうか。

[2番]

はい。

[議長]

そのほか質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

日程番号6、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。12ページをお開きください。

議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 170㎡ ほか1筆

使用貸借権の設定です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番説明します。申請地につきましては、13ページのA4を横に見てください。右側に〇〇があります。〇〇からずっと〇〇に向かって、県道の〇〇線が通っておりますが、道路沿いの〇〇、あそこのちょうど北へ300mくらい北上したところに住宅街がありますが、そこに位置しております。昔は、お母さんが家を建てられておったというようなことで、お母さんの家の駐車場とか庭に利用されておまして、地目はさっき説明があったように畑なんですけども、現状は、埋め立てられて更地になっております。すでに埋め立てられていることに対しましては、この所有者の〇〇〇〇さんから、始末書が提出をされております。

建設の中身については、16ページを見ていただきますと、平面図がここに添えてあります。内容はこの度の相続で、〇〇〇〇さんお母さんですが、所有となっております、この2筆に、息子の〇〇〇〇さんが新築されるということになっております。親子であるため使用貸借契約により代金は発生をいたしません。なお新築費用は〇〇〇〇となっております、全額借入金となっております。

生活排水、汚水につきましては、公共下水道へ接続排水する計画です。雨水につきましては、自然浸透と道路側の側溝へ排出予定となっております。

最後に申請地は、小丸川土地改良区の受益地外であることを確認をいたしました。以上で説明を終わります。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となっております。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

坂本幸推進委員。議案の議決は、農業委員だけですので大丈夫です。

[推進委員7番]

分かりました。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1, 238㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の山口委員より説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番山口。場所は、〇〇と〇〇の境になります。一応、畑の地目になってますけども、ほとんど山の状態です。それで価格は、〇〇〇〇です。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象となっております。

転用理由は、申請地を譲り受け、太陽光発電施設の事業用地としたいとの理由から本申請に至っております。

境界には畝状の段差が付くように造成し、土砂流出を防止し、汚水については発生せず、雨水については自然浸透の計画で、万一問題が生じた際は当方で責任をもって対処するとの確約書が添付されております。

事業費は土地購入費用が〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇円、登記・申請費用〇〇〇〇円、機材工事費用〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円となっており、金融機関の残高証明書が添付されており、資金面については、特に問題ないと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号7、議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 197㎡ ほか3筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。
〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者で、酪農をされています。

申請地は〇〇線の〇〇を右へ曲がり、2 km先の南側に〇〇があり、その北側の農地になります。農地を確認したところ、牧草が栽培されていました。

価格は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

1 番から 6 番の案件につきましては、利用権の設定を受ける者が永友定己推進委員の同居の親族であるため、高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、永友推進委員につきましては、この案件に参加することができませんので、退室をお願いいたします。

(永友推進委員退室)

それでは続けます。1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 401 m² ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇にある〇〇のすぐ西側に 2 筆と、南へ 50 m ほど行ったところに 1 筆あります。

現状は西側の 2 筆は、キャベツが植えてあり、南側の畑は、ロータリーがかけて、きれいな状態になっていました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜の白菜、キャベツを中心に早期水稲などを栽培されている認定農業者でございます。

期間は 10 年で、反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 5, 021 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明します。〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇をしてました。〇〇〇〇さんの鶏舎を北へ 50 m ほど行った右側でございます。現状は少し草が生えてましたが、管理されているように思われます。期間は 10 年で、反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 3, 356㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当代理の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇にある〇〇の前の道を東へ50mほど行ったところに、北側と南側にそれぞれ1筆ずつございます。

現状は、ここも少し草が生えていましたが、トラクターがかかれていると思います、管理されていると思います。

期間は10年で、反当り粃で〇〇kgです。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 2, 271㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当代理の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、先ほど説明しましたところの排水を挟んでその横にございます。現状は少し草が生えていますが、管理されているかと思われます。期間は 10 年で、反当り粃で〇〇kg です。以上です。

[議長]

はい。5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 782 m²
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は〇〇の国道 10 号線の〇〇近くの交差点を西に 50 m ほど行った右側の方に申請地はございます。現状はロータリーがかけられて、きれいにされてました。期間は 10 年で、反当り粃で〇〇kg です。以上です。

[議長]

はい。6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 162㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当及び担当代理の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。

申請地は、今先ほど説明しましたところから、1反挟んで北側と南側に申請地がございます。

現状は両方ともロータリーがかけられてきれいにされてました。

期間は10年で反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1番から6番までの案件について、事務局、担当推進委員、担当代理推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

はい、1番。

[1番]

1番、山口です。農業経営基盤強化促進法って書いてありますが、法律の内容はどんななるんですか。

[事務局]

すみません、今審議してる案件に何か関連する…

[1 番]

関係あります。

[事務局]

はい。分かりました。高鍋町の計画に基づいて農地の移動をするというような内容になるんですけど、認定農家さんであったり、高鍋町の中心的な経営台の方が、受け手になるというような場合について農地の権利移動をやることができるっていう法律です。

[1 番]

計画の内容はどんなあるんですか。どこに、内容っていうのを知りたいんですけど。

[事務局]

計画？

[1 番]

の内容。内容がある。

[事務局]

農地法とまた別の法律なんですけど。

[1 番]

どこ見れば分かるんですか。

[事務局]

書籍で出てますけど、法律が。

[1 番]

これは今出てない。書いてない。それはどこにある、教えて。調べるから。

[事務局]

事務局にもありますので、貸出いたします。

[1番]

分かりました。了解です。

[議長]

はい。その他質問は無いでしょうか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

1番から6番の案件を一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から6番の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

永友推進委員は、席へお戻りください。

(永友推進委員入室)

それでは、始めます。次の7番の案件につきましては、利用権を設定する者が橋口昌央推進委員本人であるため、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央推進委員につきましては、この案件に参加することができませんので、退室をお願いいたします。

(橋口昌央推進委員退室)

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1,500㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の設定です。
〇〇〇〇さんは、お茶の栽培をされております。

申請地は、〇〇地区の〇〇〇〇さんの鶏舎の南側50mのところの位置する
樹園地です。

現地を確認したところ、樹園地でした。

期間は5年間で、反当〇〇〇〇円の支払いです。以上、説明を終わります。

[議長]

はい。事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

7番の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めま
す。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口昌央推進委員は、席へお戻りください。

(橋口昌央推進委員入室)

続きまして、8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2,048㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の設定です。

〇〇〇〇さんは、早期水稲及び大根の栽培をされております。

申請地は、〇〇を北へ200m行って、東へ300m行った、左側の農地です。

現地を確認したところロータリーがかけてありました。

期間は5年で、金額は粃で年間〇〇kgとのことです。以上です。

すみません。付け加えますとこれ水田です。

[議長]

今のは反当りではなくて全部でってことですよ。

[5番]

はい。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 4,000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。〇〇〇〇さんは白菜、キャベツ、早期水稻などを栽培されております。申請地は、〇〇地区の〇〇〇〇さんの鶏舎の東側を100m行ったところ
です。現地は、ロータリーがかけてありました。

期間は10年で、金額は年間、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 871㎡ ほか7筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新

規設定です。2人は親子であります。

申請地は、〇〇地区の〇〇を200m東へ行って、北へ100m行ったところの〇〇というところの水田であります。

費用は親子なので、無料です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 802.91㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇と〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツなどを栽培されています。

申請地は、〇〇地区の〇〇〇〇さんの鶏舎の東側100mのところの農地で畑です。

現地を確認したところ、キャベツが作付されておりました。

期間は1年間で、金額は年〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 899㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権の設定です。

申請地は、〇〇〇〇さんの鶏舎の前の農地で畑です。

確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は1年間で、金額は年〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 893㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者で甘藷、長ネギを栽培されています。

申請地は、〇〇から西側へ600mほどの農地です。

現地を確認したところ、甘藷の収穫中でした。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2,693㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、先ほども言いましたので省略します。

申請地は、先ほど述べた農地の西側の隣の農地です。

現地を確認したところ、甘藷の収穫中でした。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 315㎡ ほか7筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、先ほども言いましたので省略します。

申請地は、先ほど述べた農地の東側の農地です。

現地を確認したところ、****番の*、*、*の3筆が1枚の畑、***番の*、*、*、*、*の5筆が1枚の畑で、甘藷の収穫してありました。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 3,499㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは先ほども言いましたので省略します。

申請地は、〇〇線の〇〇を北側へ100mほどの農地です。

現地を確認したところ、甘藷が栽培されていました。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,513㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは先ほども述べましたので省略します。

申請地は、〇〇から西側へ400mほどの農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがしてありました。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 552㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明いたします。○○○○様と○○○○様との強化法による新規での利用権貸借です。○○○○様のお父様が○○○○様が認定農業者で、後継者として今規模拡大のため、今回の申請となっております。

現在、自作地ではキャベツ、白菜、ブロッコリーなどを生産されているとのことでした。

今回申請の田んぼは、食料米を作付されるとのことでした。

現地は、○○です。○○の○○から西に150mくらい過ぎたところに、この○○があります。もう田んぼの周りが全部田んぼです。そこの北側になります。

現地は、トラクターがかけてありました。

賃借料は年間○○○○円とのことでした。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。19番 農地の所在 大字○○字○○****番

田 307㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。〇〇〇〇様と〇〇〇〇様の強化法による利用権貸借の新規での設定です。〇〇〇〇様は先ほど説明しましたので省略させていただきます。

申請地は、前番で述べた〇〇の北側になります。〇〇〇〇様の隣ぐらしの近くにあります。以上です。

[議長]

20 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 611 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇様と〇〇〇〇様の新規での利用権貸借の申請です。今回の、18、19、20 の案件は今まで〇〇〇〇様が作っておられたのを今年から〇〇〇〇様が作付するということでした。

申請地が〇〇の周りに集結していることで今回の申請となりました。

賃借料は〇〇〇〇円とのことでした。よろしく申し上げます。

[議長]

はい。次の21番及び22番の案件については、取り下げとなりました。
それでは、23番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 1,498㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇の前の10号線の道を100mほど上がっていき、そこから北へ200mほど行った左側の少し奥に申請地はございます。

現状は一部そばが栽培されていますが、半分以上は他にもそばとか栽培されていていらっしゃるんですけども、その距離の道がないため、この案件が細長い土地になってまして、半分以上はそこを道路として活用しているようでした。

〇〇〇〇さんは露地野菜で白菜、そば、ハウスできゅうり、スイートコーン、早期水稲などを栽培されている認定農業者でございます。

期間は3年で、賃借料はありません。以上です。

[議長]

24番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 8,636㎡

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明します。○○○○さんから○○○○さんへの新規の利用権貸借です。申請地は先ほど説明したところの南側に、50mほど行ったところに申請地がございます。

○○○○さんの内容は、先ほど説明しましたので省略させていただきます。

現状は、そばが植えてありました。期間は3年で反当り○○○○円です。以上です。

[議長]

はい。ここで、しばらく休憩いたします。

15時から再開いたします。

(休憩)

それでは、次の25番から42番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者については省略しますので、御了承ください。

それでは、25番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25番 農地の所在 大字○○字○○****番

畑 1, 778 m²

利用権を設定する者 ○○○○

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番説明いたします。○○○○様から農地中間管理事業を使つての宮崎県農業振興公社への利用権の設定です。申請地は、○○坂を上がりつめたところから北側に、○○の事務所と車庫みたいのが建ってました。その細い道を挟んで東側にある農地です。

耕作者は、認定農業者の○○○○様で、現地は飼料が刈ってあって、WCS が積んでありました。その後、キャベツを作付されるとのことでした。

利用期間は10年間で、賃借料は1, 778 m²で○○○○円だそうです。以上です。

[議長]

はい。今の反当りです？

[推進委員 7 番]

はい。反当り、年間反当り○○○○円です。

[議長]

はい。分かりました。

26番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 2, 330 m² ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇様から農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権の設定です。

申請地は、先ほど申しあげましたので、省略させていただきます。

〇〇〇〇さんの畑に隣接した 3, 439 m²の農地です。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇様で、現地には今後キャベツを植えられるとのことでした。

賃借料は年間、〇〇〇〇円で、利用期間は 10 年だそうです。以上です。

[議長]

はい。27 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 127 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権の新規設定です。

申請地は、〇〇****番地。近くに〇〇の〇〇があり、西に直線距離 200 m ほど離れた 1, 127 m²の畑です。

耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、キャベツの苗が定植されていました。

借地料は年間〇〇〇〇円、期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

はい。28番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2,852㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使って、公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権の新規設定です。

申請地は、〇〇****番地。〇〇坂を、上りきったこの県道より東側に当たります。近くに〇〇さんのビニールハウスがあり、更に東に直線で100mほど離れた2,852㎡の畑です。

耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、キャベツの苗が定植されておりました。

借地料は年間〇〇〇〇円、期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

29番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。29番

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 26㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、〇〇地区で〇〇の東側50mのところの農地です。

耕作者は〇〇の〇〇〇〇さんです。

現地に行ったところ、ロータリーがかけてありました。

期間は5年間で、金額は年間〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

30番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。30番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の東側50mです。
〇〇〇〇さんの自宅の裏側にあたります。
現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。
耕作者は、〇〇〇〇さんです。
期間は10年で、1反〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。31番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。31番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1, 223㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を
使った利用権の設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の手前100mの道路の左右の農地です。
耕作者は〇〇〇〇さんです。
現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。
期間は10年で、金額は年間〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

はい。32番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。32番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 100㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。○○○○さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、○○地区で、○○○○さんの牛舎がある西へ100m行った左側の農地です。

耕作者は、○○○○さんです。

現地を確認したところ、キャベツが作付されておりました。

期間は10年で、金額は年間○○○○円とのことです。以上です。

[議長]

33番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。33番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 2, 603㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。○○○○さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、〇〇の南へ200m行ったところの農地です。もう1筆は、西へ50m行ったところの農地です。

現地はキャベツが植えてありました。

期間は10年で、金額は年間〇〇〇〇円とのことです。以上です。

すみません。耕作者は、〇〇〇〇さんです。

[議長]

34番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,751㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、〇〇の南へ100m行った農地で〇〇〇〇さんの鶏舎の東側70mのところでは、ロータリーがかけてありました。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。期間は10年で、金額は年間〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

35番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。35番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 600㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。○○○○から公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、○○から西へ50m行ったところの農地であります。

耕作者は、○○○○さんです。

現在ロータリーがかけてありました。

期間は10年間で、金額は年間○○○○円とのことです。以上です。

[議長]

36番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 943㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

○○○○さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。申請地は、○○の西側の1筆と○○の南側の農地です。

耕作者は、○○○○さんで、現地は1か所はロータリーがかけてあり、1か

所はキャベツが定植されておりました。

期間は10年間で、金額は〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

37番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 875㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権の設定です。

申請地は、〇〇の南へ150m行った農地です。

現地はキャベツが植えられておりました。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。

期間は10年間で、金額は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

次の38番及び39番の案件については、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者が同一の案件ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 4, 207㎡

利用権を設定する者 ○○○○

続きまして、39番 農地の所在 大字○○字○○****番*
畑 730㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。○○○○さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、○○の北側の農地と○○の南側の農地です。

耕作者は2名で、○○○○さんと○○○○さんです。

現地はいずれもキャベツが定植されておりました。

期間は10年間で、金額は年間○○○○円と○○○○円とのことです。以上です。

[議長]

次の40番及び41番の案件については、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者が同一の案件ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。 40番 農地の所在 大字○○字○○****番*
畑 2,375㎡

利用権を設定する者 ○○○○

続きまして、41番 農地の所在 大字○○字○○****番*
畑 1,214㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明いたします。○○○○さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、○○○○さんの鶏舎のところを東へ100m行った農地とその手前の農地の2か所です。

耕作者は2名で、○○○○さんと○○○○さんです。

現地は、1筆はキャベツが作付しており、1筆はロータリーがかけてありました。

期間はいずれも10年間で、10a 当り○○○○円です。以上です。

[議長]

42番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。42番 農地の所在 大字○○字○○****番*
畑 2, 869㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 ○○○○
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5番説明いたします。○○○○さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。

申請地は、〇〇のすぐ南側の農地です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。

現地はキャベツが作付されてありました。期間は10年間で、金額は1反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

8番から20番までの案件及び23番から42番までの案件について、一括して採決したいと思います。これに異議はございませんか。

(異議なし)

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

8番から20番まで及び23番から42番まで計33件について原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号8、議案第46号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。今月は松崎委員と橋口卓史推進委員の担当地区5地区において、9月9日に現地調査を実施して、非農地と判断いただきました28筆 28, 29 5㎡を議案にあげております。場所は〇〇、〇〇、〇〇になります。

非農地判断予定の航空写真ですけども、白く塗っております。地番が少し小

さくて見えないところもあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

では説明します。議案は42ページの1番から4番、航空写真は45ページになります。〇〇の〇〇の左下に白く見えるのが〇〇〇〇さんの牛舎になりますが、その東側の4筆になります。

続きまして、議案は42ページの5番から9番、航空写真は46ページになります。真ん中の道路が、〇〇から西へ直進した道路になります。〇〇の北東辺りに1筆。そして、〇〇の車置場、地図の真ん中辺りになりますが、左下が〇〇の〇〇〇〇さん宅になりますけど、その間に農地がございます。こちらが6番だけ離れてますけど、7番から9番の3筆固まっています。

続きまして、議案は42ページの11番。航空写真は47ページになります。

先ほどの46ページの図面の更に南側になります。下の真ん中の議案10番****-*が写ってますけども、49ページで説明をさせていただきます。

続いて、議案は42ページの12番と43ページの13、17、18。航空写真は48ページになります。県道進んで上に〇〇がありますけど、その南側になります。

続きまして、議案は42ページの10番と43ページの14番、15番、16番。航空写真は49ページになります。右上10番については、下のところになりますけれど、〇〇の〇〇の付近になります。右下の白い部分14、15、16については、高速の下に見えますが、こちらも〇〇地区になります。

続きまして、議案は43ページの19番、20番、22番。航空写真は50ページになります。〇〇の〇〇と〇〇の間の一帯になります。

続きまして、議案は43ページの21番、23番、24番と44ページの25番から27番。航空写真は51ページになります。先ほどの50ページの図面の東側になります。真ん中の左下辺りが〇〇の〇〇〇〇さん宅で、その付近になります。

続きまして、議案は44ページの28番。航空写真は52ページになります。

〇〇の交差点を北に進んで、次の交差点を〇〇方向へ西に100mほど進んだ北側の山林の中になります。

以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、すべてを終わりました。
これをもちまして、令和2年第9回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労様でした。

(閉会 15時28分)

高鍋町農業委員会会議規則第12条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 番

署名委員 3 番